

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	雇用促進税制の創設等		
税 目	関連する税目について要望		
要 望 の 内 容	<p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、雇用の創出のほか、正規雇用化、育児支援、障害者雇用の視点から、雇用に関連した一定の要件を満たした企業に対し、その税負担を軽減する措置を講じる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 依然として厳しい雇用失業情勢の中、新成長戦略の実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、雇用の創出のほか、正規雇用化、育児支援、障害者雇用の視点を踏まえ、雇用に関連した一定の要件を満たした企業に対し、その税負担を軽減する措置を講じることにより、雇用の促進を図る。		
	(2) 施策の必要性 依然として厳しい雇用失業情勢の中、「雇用」を基軸とした経済成長を推進し、雇用機会の確保等を図っていくことが必要であり、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）においても、平成 23 年度税制改正において、雇用の促進等のための企業減税措置を講じることとされている。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>1-2 障害者の雇用を促進すること</p>
		政策の達成目標	雇用の創出のほか、正規雇用化、育児支援、障害者雇用を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-	
	政策目標の達成状況	正規雇用者数 3,380 万人、障害者雇用率 1.63%、第1子出産前後の女性の継続就業率 38%	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-

	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	<p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、「新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされているところ。</p> <p>本要望はこれに対応した要望である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
	これまでの要望経緯	-